

証券コード 6939

平成20年3月4日

株 主 各 位

千葉県館山市山本1580番地

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社

代表取締役社長 李 光 興

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記株主総会参考書類をご検討下さしまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年3月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月19日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 千葉県館山市山本1580番地  
当社 第3事務棟1階 多目的室  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項  
報告事項 第25期（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umcj.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成19年1月1日)  
(至 平成19年12月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期（平成19年1月1日～平成19年12月31日）の我が国経済は、上半期は景気回復の勢いが一時的に弱まり、下半期は後半に米国経済の景気減速不安によるマイナス影響を受けたものの、輸出の持ち直しなどを背景として、総じて好調に推移いたしました。

しかしながら、前期（平成18年1月1日～平成18年12月31日）に引き続き、原油価格の高騰、株価下落、過度の円高進行などの景気下押し要因も多くあったことから、景気回復は緩やかなものとなりました。

半導体市場は、パソコン、携帯電話、デジタル・テレビなどの販売数が着実に伸び、市場規模は拡大したものの、原料価格の高騰や販売単価の下落など、収益を圧迫する要因も目立ち、全体的には低迷に悩む結果となりました。

当社におきましては、キャパシティーの最適化により一時的に売上高が減少し27,880百万円（前期は34,423百万円）となりましたが、プロダクトミックス（製品構成）の改善、ASP（平均販売単価）の微増やコストダウンなどにより、営業損失は1,902百万円（前期は3,157百万円）、経常損失は2,201百万円（前期は3,595百万円）、当期純損失は468百万円（前期は2,910百万円）となり改善いたしました。

#### (2) 設備投資等の状況

当期は、主に生産設備の合理化及び環境対策のために、総額631百万円の投資をおこないました。主要な設備投資としては、高濃度廃液処理設備183百万円、高効率ターボ冷凍機89百万円等の導入に関する費用であります。

#### (3) 資金調達の状況

上記設備投資の所要資金は自己資金により充当いたしました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

該当事項はありません。

(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8)対処すべき課題

当社は、優れたソリューションサービスを提供する会社を目指し、以下の4点を課題として認識し、取り組んでおります。

① 国内で取引と顧客を拡大し、収益の最大化を図る

従来の、海外顧客基盤拡大の方針を見直し、国内顧客メインのビジネスを展開してまいります。また、顧客ニーズに柔軟に対応し、顧客ベースの拡大を進めます。さらに、I Cのトータルサービスの提供や、プロダクトミックスの改善により、高付加価値ビジネスを獲得し、A S Pを向上させて、収益を拡大します。

② 世界レベルの工場品質に向けた継続的な改善

館山工場の品質について、優れたソリューションサービスの提供を常に意識し、Time to Marketの精神で、歩留りやサイクルタイムを初め、さまざまな点で改善を進めてまいります。

③ コスト低減の維持・継続

引き続き、製造コストの低減に積極的に取り組みます。

④ アカウンタビリティ（成果責任）の意識の強化

上記①～③を実現し、良い結果を導くために、アカウンタビリティを重視してまいります。

(9)直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成16年12月期)	第 23 期 (平成17年12月期)	第 24 期 (平成18年12月期)	第 25 期 当 期 (平成19年12月期)
受 注 高 (百万円)	34,614	25,434	36,160	26,145
売 上 高 (百万円)	36,772	23,062	34,423	27,880
当 期 純 損 益 (百万円)	△630	△12,553	△2,910	△468
1株当たり当期純損益 (円)	△634.13	△12,685.54	△2,941.22	△473.01
総 資 産 (百万円)	118,189	87,233	76,762	59,491
純 資 産 (百万円)	61,308	48,743	45,842	45,347

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第24期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計方針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションで、同社は当社の株式を495,650株（議決権比率50.1%）所有いたしております。

当社は親会社へ一部製品の生産を委託し、これを購入しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成19年12月31日現在）

品目	内容
電子機器及び部品	半導体製品の製造販売

(12) 主要な営業所及び工場（平成19年12月31日現在）

名称	所在地
本社・館山工場	千葉県館山市
東京営業所	東京都千代田区

(13) 使用人の状況（平成19年12月31日現在）

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
685名	28名減	37歳6ヶ月	11年1ヶ月

(注) 上記使用人の他に、派遣社員97名、パート1名がおります。

(14) 主な借入先（平成19年12月31日現在）

借入先	借入額
中国国際商業銀行	681 百万円
兆豊信託商業銀行	227
第一商業銀行	170
計	1,079

## 2. 会社の株式に関する事項（平成19年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株  
 (2) 発行済株式の総数 989,544株  
 (3) 株主数 10,873名  
 (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	株	%
ユナイテッド マイクロエレクトロニクス コーポレーション ショーン	495,650	50.09
ダイワセキュリティーズエスエムビーシー シンガポール リミテッド	44,880	4.54
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・ピーエルシー	33,514	3.39
シャープ株式会社	29,756	3.01
日興シティ信託銀行株式会社（投信口）	25,779	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,820	1.80
アイビージェイ アジア セキュリティーズ エルティディークライアント アカウント	13,712	1.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,210	1.33
川崎 マイクロエレクトロニクス株式会社	12,191	1.23
ダイワセキュリティーズエスエムビーシー ホンコン リミテッド	7,886	0.80

（注）上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日興シティ信託銀行株式会社（投信口）	25,779株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,820株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,210株

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日における会社役員の有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

発行決議の日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間
平成15年 3月20日	1,483個	(その1) 普通株式 560株	36,500円	平成15年 10月1日～ 平成20年 9月30日
		(その2) 普通株式 340株	36,500円	平成16年 4月1日～ 平成21年 3月31日
		(その3) 普通株式 260株	36,500円	平成16年 10月1日～ 平成21年 9月30日
		(その4) 普通株式 323株	36,500円	平成17年 4月1日～ 平成22年 3月31日
平成17年 3月29日	943個	(その1) 普通株式 473株	45,800円	平成18年 4月1日～ 平成23年 3月31日
		(その2) 普通株式 470株	45,800円	平成19年 4月1日～ 平成24年 3月31日
平成18年 3月27日	640個	普通株式 640株	37,300円	平成20年 4月1日～ 平成25年 3月31日

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

発行決議の日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間
平成19年 9月11日	24,900個	(その1) 普通株式 11,400株	10,480円	平成20年 3月19日～ 平成24年 9月10日
		(その3) 普通株式 4,500株	10,480円	平成20年 9月11日～ 平成24年 9月10日
		(その5) 普通株式 4,500株	10,480円	平成21年 3月11日～ 平成24年 9月10日
		(その7) 普通株式 4,500株	10,480円	平成21年 9月12日～ 平成24年 9月10日

当社取締役、その他当社の役員の保有する新株予約権の区分別合計

発行決議の日		新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
平成15年 3月20日	取締役	1,413個	1,413株	3人
	監査役	70個	70株	1人
平成17年 3月29日	取締役	713個	713株	3人
	監査役	230個	230株	2人
平成18年 3月27日	取締役	320個	320株	3人
	社外取締役	80個	80株	1人
	監査役	240個	240株	4人
平成19年 9月11日	取締役	22,000個	22,000株	4人
	社外取締役	1,000個	1,000株	1人
	監査役	1,900個	1,900株	4人

(2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

決議年月日	平成19年9月11日
発行した新株予約権の数	30,960個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	30,960株(新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(円)	10,480円
新株予約権の行使期間	①(その2)平成20年3月19日から平成24年9月10日まで ②(その4)平成20年9月11日から平成24年9月10日まで ③(その6)平成21年3月11日から平成24年9月10日まで ④(その8)平成21年9月12日から平成24年9月10日まで
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者が、当社の従業員又は顧問である場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。ただし、新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②新株予約権の質入、相続その他の処分は認めない。 ③その他の権利行使に関する細目については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

当社使用人等に対して交付した新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	付与した者の総数
当社従業員	30,960個	普通株式	30,960株	687人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

旧商法第341条ノ2の規定に基づく転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	新株予約権付社債の残高	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の発行価額
平成15年11月25日	7,840百万円	784個	普通株式	41,813株	無償

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	宣 明 智	エヌシーティーユー・ベンチャーキャピタル・カンパニーリミテッド 会長 エヌシーティーユー・スプリング・ベンチャーキャピタル・カンパニーリミテッド 会長 ファラデー・テクノロジー・コーポレーション 会長 マキシマ・キャピタル・マネージメント・インコーポレーテッド 会長 クライアントロン・コーポレーション 会長 ユナイテッド・マイクロディスプレイ・オプトロニクス・コーポレーション 会長 エックスジーアイ・テクノロジー・インコーポレーテッド 会長 ビーコム・エレクトロニクス・インコーポレーテッド 会長
代表取締役社長	李 光 興	
取 締 役	黄 清 苑	
取 締 役	菅 原 寿 二	
取 締 役	金 田 敏 明	生産本部オフィサー（兼）安全保障輸出管理部 ジェネラルマネージャー
監 査 役 （ 常 勤 ）	松 本 良 弘	
監 査 役	荒 川 栄 一	公認会計士
監 査 役	李 亞 菁	ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション オーディティング・ディビジョン ディビジョン・ダイレクター ファラデー・テクノロジー・コーポレーション 監査役
監 査 役	劉 啓 東	ティーエルシー・キャピタル・カンパニーリミテッド 監査役 ネックスパワー・テクノロジー・コーポレーション 監査役 ノバテック・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション 取締役 フォーチュン・ベンチャーキャピタル・コーポレーション 取締役 ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション 取締役（CFO）

- (注) 1. 取締役黄 清苑は社外取締役であります。
2. 監査役 荒川栄一、李 亞菁、劉 啓東は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役及び監査役の異動  
平成19年7月5日付をもって、温清章氏は取締役を辞任いたしました。
4. 監査役荒川栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見があります。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役 李 亞菁	ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションのオーディティング・ディビジョン ディビジョン・ダイレクターを兼務しております。なお、当社はユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションとの間に一部製品の生産委託と購入等の取引関係があります。
監査役 劉 啓東	ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションの取締役（CFO）を兼務しております。なお、当社はユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションとの間に一部製品の生産委託と購入等の取引関係があります。 ノバテック・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションの取締役を兼務しております。なお、当社はノバテック・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションとの間には特別の関係はありません。 フォーチュン・ベンチャーキャピタル・コーポレーションの取締役を兼務しております。なお、当社はフォーチュン・ベンチャーキャピタル・コーポレーションとの間には特別の関係はありません。

② 他の会社の社外役員等の兼務状況

監査役 李 亞菁	ファラデー・テクノロジー・コーポレーションの監査役を兼務しております。
監査役 劉 啓東	ティーエルシー・キャピタル・カンパニーリミテッドの監査役を兼務しております。 ネックスパワー・テクノロジー・コーポレーションの監査役を兼務しております。

③ 当該事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 黄 清苑	当該事業年度に開催された取締役会8回のうち3回に出席いたしました。主に証券に関する専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
監査役 荒川栄一	当該事業年度に開催された取締役会8回のうち5回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言をおこなっております。また、監査役会においても同様に、公認会計士としての専門的な見地から助言・提言をおこなっております。
監査役 李 亞菁	当該事業年度に開催された取締役会8回のうち4回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。親会社の内部監査部門トップとしての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言をおこなっております。また、監査役会においても同様に、監査役監査の実効的な実施に関して、積極的に助言・提言をおこなっております。
監査役 劉 啓東	当該事業年度に開催された取締役会8回のうち3回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。親会社CFOとしての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をおこなっております。また、監査役会においても同様に、経理のスペシャリストとしての専門的な見地から助言・提言をおこなっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	55百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 創立総会（昭和59年5月15日）において、取締役の報酬限度額は、月総額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月総額200万円以内と決議いただいております。
3. 平成19年12月31日現在、取締役は5名、監査役は4名であり、うち取締役2名及び監査役2名は無報酬であります。なお、平成19年7月5日付で取締役1名（報酬あり）が辞任しております。
4. 支給額には以下のものも含まれております。
- ① 当期中の役員退職慰労引当金の増加額100万円（取締役3名分100万円（社外取締役分はありません。）、監査役1名分0万円（社外監査役分はありません。））。
- なお、当社は、平成19年3月から役員退職慰労金制度を凍結し、以降引当金計上をおこなっておりません。すでに計上している役員退職慰労引当金は、役員の退任時まで凍結しております。
- ② ストック・オプションによる報酬等の額330万円（取締役5名に対し290万円（うち社外取締役1名200万円）、監査役4名に対し400万円（うち社外監査役3名300万円））。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 54百万円

(注) 金額の明細は以下のとおりです。

1. 監査業務の報酬には、米国企業改革法（SOX法）第404条に基づく監査費用34百万円を記載しています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額20百万円を記載しています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、親会社グループ共通の行動指針であるCulture（正実迅慧）を共有するほか、取締役も対象とした当社の具体的な行動規範として企業倫理ガイドラインを定めるものとする。さらに、監査役に加え、少なくとも1名の社外取締役を置くとともに、内部通報制度の整備や、適正な情報開示によって、社内外の経営監視体制を確保するものとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程を制定し、取締役会議事録、決裁書、重要な契約書など、取締役の職務の執行に係る重要な社内情報の管理、保管期間、保管部門等を定める。取締役、監査役が要求した場合は、保管部門はこれらの情報を速やかに閲覧に供するものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

営業、品質、災害、環境、情報管理など、リスクカテゴリーごとに、各担当部署が個別にリスク管理を行うとともに、親会社グループの一員として整備するSOX対応基準と有機的な関係を保つものとする。また、リスク顕在時の一元的情報管理のため、クライシス・コミュニケーション規程を制定するものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は定期及び随時取締役会を開催して、業務の意思決定の迅速化を図るものとする。また、オフィサーは代表取締役のサポートとして、代表取締役の指示のもと、方針管理手法による年間目標と方策の策定を行い、実績を定期的にレビューする。さらに、業務に必要な情報を迅速に伝達することのできる情報ネットワーク・システムを活用することにより、効率的な業務執行体制を確保するものとする。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員の職務の執行が、法令・定款、社内規則の順守、社会規範の尊重と適合するよう、親会社グループ共通の行動指針であるCulture（正実迅慧）を共有するほか、具体的な行動規範として企業倫理ガイドラインを定め、コンプライアンスに反した者は就業規則に基づき処罰するものとする。さらに、社長直属の内部監査担当部署が業務監査を実施するとともに、内部通報制度を整備して、社員の直接的情報提供ルートを確保するものとする。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社による定期的な監査を受けるとともに、親会社と利害関係の無い社外取締役もしくは社外監査役を設置することにより、親会社との業務の適正を確保するものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助する使用人の配置を求めた場合は、監査役と取締役が協議のうえ、専任者もしくは兼務者を置くこととし、人選についても、同様に協議するものとする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の処遇、異動、処罰に関して、取締役は監査役と事前に協議するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社経営に関する重要な決定、毎月の経営状況として重要な事項、重要な会計方針の変更、取締役の職務の遂行に関する不正な行為又は法令・定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンスに関する重要な事項、リスク管理に関する重要な事項、並びに内部通報の内容について、監査役に報告を行い、あるいは報告に代えて、決定や報告の場に監査役を招請するものとする。特に、取締役及び社員が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。内部監査担当部署は監査計画の立案、監査結果の報告等を通じ、監査役監査がより実効的に行われるように協力する。

## 貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>25,774</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,172</b>
現金及び預金	16,527	買掛金	3,214
売掛金	7,058	短期借入金	1,079
製品	193	未払金	1,025
原材料	54	未払費用	589
仕掛品	854	未払法人税等	63
貯蔵品	745	前受金	8
前払費用	216	預り金	76
その他	128	賞与引当金	117
<b>固定資産</b>	<b>33,717</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,972</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>25,106</b>	社債	7,840
建物	10,604	退職給付引当金	40
構築物	1,170	役員退職慰労引当金	26
機械及び装置	10,360	修繕引当金	66
車両運搬具	1	<b>負債合計</b>	<b>14,145</b>
工具器具及び備品	209	<b>純資産の部</b>	
土地	2,743	<b>株主資本</b>	
建設仮勘定	19	資本金	27,140
<b>無形固定資産</b>	<b>651</b>	<b>資本剰余金</b>	
借地権	539	資本準備金	20,218
ソフトウェア	71	資本剰余金合計	20,218
その他	41	<b>利益剰余金</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,961</b>	利益準備金	57
投資有価証券	7,627	繰越利益剰余金	△2,060
その他	334	利益剰余金合計	△2,003
貸倒引当金	△0	株主資本合計	45,355
<b>資産合計</b>	<b>59,491</b>	<b>評価・換算差額等</b>	
		その他有価証券評価差額金	△99
		評価・換算差額等合計	△99
		<b>新株予約権</b>	<b>90</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>45,347</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>59,491</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 損 益 計 算 書

（自 平成19年1月1日  
至 平成19年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>27,880</b>
<b>売上原価</b>		<b>28,293</b>
<b>売上総損失</b>		<b>413</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>1,489</b>
<b>営業損失</b>		<b>1,902</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	44	
デザインサポート料	74	
廃材売却収入	21	
その他	37	175
<b>営業外費用</b>		
支払利息	65	
為替差損	10	
たな卸資産除却損	211	
たな卸資産評価損	127	
その他	61	474
<b>経常損失</b>		<b>2,201</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1,884	
社債償還益	178	
その他	70	2,132
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	178	
補償金	216	
その他	0	394
<b>税引前当期純損失</b>		<b>463</b>
法人税、住民税及び事業税		5
<b>当期純損失</b>		<b>468</b>

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（自 平成19年1月1日  
至 平成19年12月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金 合 計	
平成18年12月31日 残高	27,140	20,218	20,218	57	△1,592	△1,535	45,823
事業年度中の変動額							
当期純損失			—		△468	△468	△468
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 （純額）			—			—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△468	△468	△468
平成19年12月31日 残高	27,140	20,218	20,218	57	△2,060	△2,003	45,355

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年12月31日 残高	19	19	—	45,842
事業年度中の変動額				
当期純損失		—		△468
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 （純額）	△118	△118	90	△28
事業年度中の変動額合計	△118	△118	90	△496
平成19年12月31日 残高	△99	△99	90	45,347

（注）記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - その他有価証券
    - 時価のあるもの
      - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの
      - 移動平均法による原価法
  - 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品
    - 移動平均法による低価法
  - 3) 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産…………… 定額法
      - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物 8～50年、機械及び装置 5年
    - 無形固定資産…………… 定額法
      - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - 4) 引当金の計上基準
    - 貸倒引当金
      - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
    - 賞与引当金
      - 従業員に対する賞与の支出にあてるため、支給見込み額に基づき計上しております。
    - 退職給付引当金
      - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
      - なお、会計基準変更時差異（420百万円）については、9年による均等額を費用処理しております。
      - 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理する事としております。

#### 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成19年3月から役員退職慰労金制度を凍結し、以降引当金計上をおこなっておりません。すでに計上している役員退職慰労引当金は、役員の退任時まで凍結しております。

#### 修繕引当金

受変電設備の定期点検に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期に負担すべき費用を計上しております。

#### 5) その他計算書類作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

##### リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産、負債の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を利用しております。

##### ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

##### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

##### デリバティブの評価基準及び評価方法

##### 時価法

#### 2. 貸借対照表に関する注記

1)有形固定資産の減価償却累計額	70,230百万円
2)関係会社に対する短期金銭債務	1,237百万円

#### 3. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引	商品仕入	9,415百万円
	その他の営業取引高	164百万円
	合計	9,579百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
1) 当期末日における発行済株式の総数	989,544株
2) 当期末日における自己株式の総数	—
3) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項	—
4) 当期末日における新株予約権の目的となる株式の数	129,082株
(注) この他に、転換社債型新株予約権付社債を以下のとおり有しております。	
転換社債型新株予約権付社債	
目的となる株式の数	41,813株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産

繰延税金資産（流動）

    たな卸資産評価損否認 51百万円

    賞与引当金否認 47百万円

    その他 144百万円

繰延税金資産（流動）小計 242百万円

    評価性引当金 △242百万円

繰延税金資産（流動）合計 —

繰延税金資産（固定）

繰越欠損金 6,997百万円

その他 133百万円

繰延税金資産（固定）小計 7,130百万円

    評価性引当金 △7,130百万円

繰延税金資産（固定）合計 —百万円

繰延税金資産合計 —百万円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 —百万円

繰延税金資産（負債）の純額 —百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	10	6	4
工具器具及び備品	19	5	14
合計	29	11	18

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	5百万円
1年超	13百万円
合計	18百万円

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3) 支払リース料（減価償却費相当額） 7百万円

4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等	事業上 の関係
親会社	ユナイテッド・ マイクロエレクトロ ニクス・ コーポレーション	中華民国 台湾 新竹市	百万NT\$ 132,145	半導体製品 の前工程の 受託生産	(被所有) 直接 50.1	1人	生産移管 顧客紹介

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ユナイテッド・ マイクロエレクトロ ニクス・ コーポレーション	商品仕入	9,415	買掛金	1,233

(注) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	45,734円55銭
1株当たり当期純損失	473円 1銭
9. 重要な後発事象に関する注記	
該当事項はありません。	

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成20年2月6日

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 博 道 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 室 橋 陽 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### I. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業部（所）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## II. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

1. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
3. 内部統制システムに関し、当期において更新された取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属計算書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 後発事象

重要な後発事象について確認を行ったところ、該当事項はないものと認められます。

平成20年2月15日

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役 松 本 良 弘 ㊟

社外監査役 荒 川 栄 一 ㊟

社外監査役 劉 啓 東 ㊟

社外監査役 李 亞 菁 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

#### (準備金の額の減少)

今後の財務政策上の柔軟性の確保と、機動的な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の一部を減少し、その他資本剰余金に振替えたいと存じます。減少する準備金の額及び準備金の額の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

#### 1. 減少する準備金の額

資本準備金20,218,000,000円のうち、10,000,000,000円

#### 2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成20年3月26日

#### (剰余金の処分)

会社法第452条の規定に基づき、欠損補填のため、上記振替後のその他資本剰余金を減少し、同額を繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

#### 1. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,060,000,000円

#### 2. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,060,000,000円

以上

[メ モ]